

平成21年4月1日より

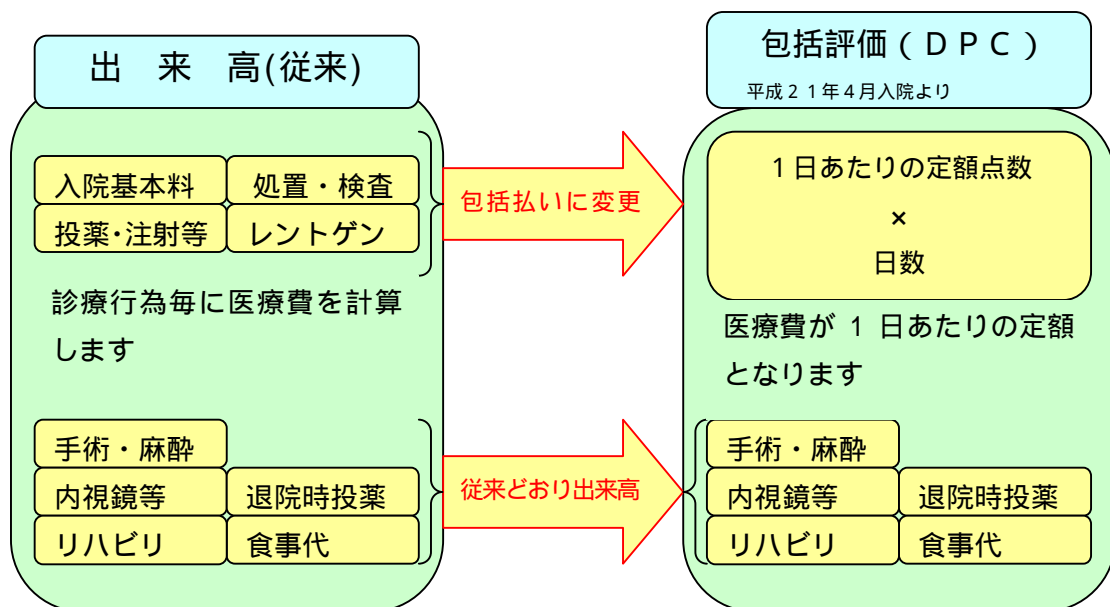
入院医療費の計算方法が変わります

新しい入院医療費の計算方法（DPC）導入のご案内

当院は、平成21年4月1日より「DPC対象病院」となり、入院医療費の計算方法が「出来高請求」から「診断群分類包括評価(DPC)請求」に変更となります。

『DPC(診断群分類包括評価)』とは？

入院される患者さまの病名や診療内容に応じた1日あたりの定額の点数から包括評価(投薬料、注射料、入院料等)と出来高評価(手術料、麻酔料等)を組み合わせる入院医療費を計算する方法です。



Q. DPCの導入で、医療費はどのように変わるのですか？

・これまでの計算方法は診療内容によって、それぞれの料金を計算して合計の医療費を出す『出来高方式』でした。平成21年4月1日からは病気の種類、手術(処置)施行の有無、合併症の有無によって病気を分類します。そしてその分類毎に1日あたりの包括診療部分の医療費が決められます。

新制度への御理解とご協力をお願い致します。

鹿児島厚生連病院

Q . 医療費の支払い方法はどう変わるのですか？

・これまで通り月ごとの支払い(退院の場合は退院時)に変わりはありません。ただし、入院後、病状の経過や治療の内容によって診断群分類が変更になった場合には、請求額が変わりますので、退院時等に前月までの支払額との差額の調整を行うことがあります。

Q . 入院するすべての患者さまがこの制度の対象となるのですか？

・主治医がD P C 包括評価で定められた診断群分類に該当すると判断した場合に対象となります。この診断群分類に該当しない場合は、これまで通り出来高計算方式となります。

・歯科診療、自費や労災、自賠責保険を使用される場合はD P C 対象外となります。

Q . 入院中に他の病気の治療をしたいときはどうなりますか？

・D P C とはひとつの病気(診断群分類)に対して入院加療を行う制度です。「1 疾病 1 入院」が原則となりますので、他の病気の治療を患者さまが希望された場合には退院後にお願いすることもあります。尚、緊急の場合はこの限りではありません。

Q . いま飲んでいるお薬はどうすればよいですか？

・現在、当院または他の病院のお薬を服用されている患者さまは、入院される際、服用している全てのお薬をご持参下さい。

Q . 公費負担(特定疾患等)をもっていますが、支払いは変わりますか？

・公費負担(特定疾患等)の傷病が、入院の主たる治療目的である場合は、包括評価になっても公費適応となります。

Q . 高額療養費(医療費)の扱いはどうなりますか？

・高額療養費制度の扱いは変わりません。

Q . 病衣や個室の料金も包括されるのですか？

・病衣貸与料や特別病室の使用料など保険適用にならないものは、これまでどおりの保険適用外の定められた料金になります。